

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 8 年 1 月 8 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部契約管理課役務契約担当（電話 011-211-2152）

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称(全 8 件)

ア 中央図書館清掃業務

イ 曙図書館清掃業務

ウ 札幌市子ども発達支援総合センター清掃業務

エ 西区役所及び西区役所分庁舎清掃業務

オ 豊成支援学校清掃業務

カ みなみの杜高等支援学校清掃業務

キ 北翔支援学校清掃業務

ク のぞみ分校清掃業務

(2) 調達案件の仕様、履行場所等

入札説明書による。

(3) 履行期間

上記(1)の案件すべて：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（12 か月）

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物清掃業」に登録されており、かつ、上記 2(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次の等級区分に該当する者であること。

【等級区分】

・アからキまでの案件：A 又は B

・クの場合：等級問わず

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

- (7) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者で、かつ、その本店（札幌市内の事業部門を含む。）において次の要件を充たしている者であること。ただし、オの要件にあっては上記 2(1)のウの案件の

みに適用する。

- ア 建物清掃業(中分類)に係る令和 8～11 年度の定時登録申請を行い、その結果として「競争入札参加資格認定通知書」を受領している者であること（審査結果は令和 8 年 1 月末を予定）。
 - イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく建築物清掃業又は第 8 号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録（有効期間の更新手続き中のものを含む。）を、札幌市内の本店所在地にて受け、かつ、その登録の有効期間内に以下 4(2)の入札書提出期限日が含まれている者であること。
 - ウ 社会保険適用事業所の証として、入札告示日前後に納付期限が到来している 3 カ月分の被用者（健康、厚生年金、介護）保険料の納付証書（領収書）又は領収済通知書の写しが提出できること。
 - エ 労働保険の加入事業者の証として、入札告示日前後に納付期限が到来している全期分（分割納付の場合 3 期分）の労働（労災及び雇用）保険料の納付証書（領収書）又は領収済通知書の写しが提出できること。
 - オ （一財）医療関連サービス振興会が定める認定基準を充たしているとして当法人より「医療関連サービスマーク（院内清掃）」の認定を受け、その認定が入札書提出期限日現在有効期間内にある者であること。
- (8) 本公告に示した清掃業務の遂行に関する賠償責任保険（参加者が請負う清掃業務すべてが補償対象となるものに限る。）に加入していること。ただし、次に該当するものを除く。
- ア 個別業務のみを補償対象とした損害賠償責任保険
 - イ 入札告示日以降に新規に加入した損害賠償責任保険（更新を除く。）
- (9) 入札告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、上記 2(1)に掲げる案件ごとに、仕様書に掲げる清掃対象延床面積以上（建物外部を除く）の建物清掃業務の履行実績が 1 年以上（受託者の指揮命令下のもと従事者が日常的に当該業務を行うものに限る。）を有すること。
- (10) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(9)に定める資格について次のとおりとする。
- ア 上記(7)アの要件：当該組合
 - イ 上記(7)イ、オ及び(9)の要件：当該組合又は組合員（組合が指定する本店所在地が札幌市内の組合員。以下のウにおいて同じ。）のいずれか
 - ウ 上記(7)ウ、エ及び(8)の要件：組合員のすべて

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。なお、契約条項及び入札説明書は、札幌市ホームページの「入札契約案件情報－令和 7 年度の一般競争入札等情報（集約対象役務分）」からダウンロードできる。
- (2) 入札書の提出期限
上記 2(1)に掲げる案件すべて：令和 8 年 2 月 6 日（金）16 時 00 分（送付による場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所
上記 2(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

ア 開札日時

- ・アの案件 令和8年2月9日(月) 9時30分
- ・イの案件 令和8年2月9日(月) 10時00分
- ・ウの案件 令和8年2月9日(月) 10時30分
- ・エの案件 令和8年2月9日(月) 11時00分
- ・オの案件 令和8年2月9日(月) 11時30分
- ・カの案件 令和8年2月13日(金) 9時30分
- ・キの案件 令和8年2月13日(金) 10時00分
- ・クの案件 令和8年2月13日(金) 10時30分

上記開札時間は、あくまでも想定時間であり、状況によっては時間を繰上げて開札を行う場合がある。

イ 開札場所：ア～クまでの案件すべて次のとおりとする。

札幌市役所本庁舎 14 階北側入札室(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目)

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

6 落札者の決定

- (1) 最低制限価格の設定 有り
- (2) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出ること。なお、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスを使用すること。

指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場

合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

7 契約締結

(1) 契約書作成の要否 要する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

8 その他

詳細は入札説明書による。